

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2005-133028(P2005-133028A)

【公開日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2003-373166(P2003-373166)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 J 5/18 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2006.01)

C 08 K 5/00 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 J 5/18 C E Z

C 08 K 3/00

C 08 K 5/00

G 02 F 1/1333 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月26日(2007.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 熱硬化性樹脂もしくは紫外線硬化性樹脂、(b) 無機充填剤、および(c) 式(1)で示される屈折率異方性 n が負である分子集合体、を必須成分することを特徴とするプラスチック複合透明シート。

$$n = n_x - n_y \quad \text{式(1)}$$

ここで n とは屈折率異方性を示す。 n_x とはX方向の屈折率、 n_y とはY方向における屈折率を示す。なおX方向とは分子集合体における配向軸方向を示す。そしてY方向はその直交する方向を示す。

【請求項2】

前記(c)がコレステリック液晶またはディスコティック液晶であることを特徴とする請求項1に記載のプラスチック複合透明シート。

【請求項3】

波長550nmにおける光線透過率が60%以上である請求項1または2記載の透明プラスチック複合透明シート。

【請求項4】

30~150の平均線膨張係数が25ppm以下である請求項1~3いずれか記載のプラスチック複合透明シート。

【請求項5】

基板表面の最大表面粗さが200nm以下である請求項1~4いずれか記載のプラスチック複合透明シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

すなわち本発明は

(1) (a) 熱硬化性樹脂もしくは紫外線硬化性樹脂、(b) 無機充填剤、および(c) 式(1)で示される屈折率異方性 n が負である分子集合体、を必須成分することを特徴とするプラスチック複合透明シート、

$$n = n_x - n_y \quad \text{式(1)}$$

ここで n とは屈折率異方性を示す。 n_x とはX方向の屈折率、 n_y とはY方向における屈折率を示す。なおX方向とは分子集合体における配向軸方向を示す。そしてY方向はその直交する方向を示す。

(2) 前記(c)がコレステリック液晶またはディスコティック液晶であることを特徴とする請求項1に記載のプラスチック複合透明シート、

(3) 波長550nmにおける光線透過率が60%以上である(1)~(2)いずれか記載の透明プラスチック複合透明シート、

(4) 30~150 の平均線膨張係数が25ppm以下である(1)~(3)いずれか記載のプラスチック複合透明シート、

(5) 基板表面の最大表面粗さが200nm以下である(1)~(4)いずれか記載のプラスチック複合透明シート、

である。